

第 19 回大和川流域委員会 議事録

開催日時：平成 22 年 6 月 21 日(月)15:00～18:25

場所：大阪 YMCA 国際文化センター 大ホール

委員出欠数：出席 15 名，欠席 2 名（千田委員，和田委員）

1. 議事経緯

(1) 第 18 大和川流域委員会審議報告

第 18 大和川流域委員会審議報告がなされた。

(2) 前回、前々回委員会における意見への対応について

河川管理者より前回、前々回委員会における意見への対応について、大和川水系河川整備計画原案(たたき台)および意見への対応一覧表、補足説明資料を用いて説明がなされた。

主な意見および審議内容は以下のとおり。(○：委員発言，→：河川管理者発言)

- 大筋の内容は変わっていないと思うが、構成など大幅に変わっているのもう一度読み直す必要があると思う。
- 滝畑ダムが酸欠状態になっていて、水質が悪化していることについて言及する必要があると意見していたが、原案(たたき台)に反映されていない。
- 個別の支川の問題は、奈良県・大阪府で審議されていることもあり、詳しく書くことは控えた案とさせていただいている。
- 大和川は、もう少し北のほうに川を付け替えていれば治水面では安全だったが、水の利用面では高台に水を流したほうが良いということで、現在の位置に付け替えたと解釈している。P3-5 の想定氾濫区域を見ても分かるように、浅香山付近で大和川は兩岸の標高が高い位置を流れている。柏原から王寺の区間と同じく、そこでは水がつかないが、上流で浸水が生じる。この区間の右岸から水が溢れると大阪平野に水が溢れてしまうということに気がつけて、30 年間の計画であったとしても浅香山付近の掘削は実施してほしいと思う。
- 基本方針は、200 分の 1 の治水安全度で 5,200 m^3/s と聞いているが、その検討過程で 200 分の 1 の治水安全度で 3,200 m^3/s から 5,200 m^3/s と非常に幅のある数字が出ている。資料では、3,200 m^3/s のうち中流部で 400 m^3/s 程度を総合治水でカットすることができれば、200 分の 1 の安全度で 2,800 m^3/s というのが計算で成り立つということが書いている。このように計算手法によって数値に幅が出てくるので、数値だけで議論するのではなく、もう少し実態を見ながら議論すべきではないか。
- 基本方針が 200 分の 1 の治水安全度で 3,200 m^3/s 程度ならば、奈良県側の整備計画のオプションやバリエーションが増えるけれども、整備計画の 30 分の 1 の安全度で 2,800 m^3/s だと奈良県側の整備計画も 10 分の 1 の 50mm 対応しかできない。上下流のバランスという意味では奈良県の犠牲があまりにも大きいのではと感じる。
- 基本方針の 5,200 m^3/s という数字は、その前の工事实施基本計画の数字であり、河川審議会でも妥当かどうか審議した結果の数字である。流量確率の評価において、幅のある数字が出てくるのは、幾つかの手法を用いて行った結果であり、それらを検証した結果、この 5,200 という数字が妥当であるとしている。
- 確率流量の算定手法が違うというよりは、現象が従う確率分布によって違ってくる。十分なデータが無い中で、どの数値が正しいのか基本的にわからないので、色々な確率分布を

- 取ると違ってくるということであり、手法が不確かということではない。雨の降り方などの現象が不確かであるのは仕方がないので、それに見合った推定を行い、確からしさの程度を見て考えていくものである。
- 岩井川ダムの利水用の放流施設はどのようなものか。資料 2-2 の P4 の絵で見ると、利水容量の下の部分からいつも水が出ていて、この通りならば利水容量を確保するのが難しいように思う。
 - 奈良県に確認したところ、バルブによる開閉を行っており、6 月 1 日から 9 月 20 日までの農繁期にかんがい用の補給ということで $0.08 \text{ m}^3/\text{s}$ 、農繁期以外は、下流側の水環境の改善ということで $0.03 \text{ m}^3/\text{s}$ 放流しているということである。また、大雨時にも基本的にもそのまま放流を行っている。
 - ダムのただし書き放流、ただし書き操作の考えが示されているが、このことではない。下流の危険も覚悟しながら危険放流量を超えて放流するという考え方と思う。
 - ただし書き操作は、洪水調節容量がいっぱいになるような時に通常の操作ルールと異なる操作をするということであるが、基本的にダムに入ってくる水よりも多く下流に流すということはない。
 - 原案(たたき台)は随分修正されているが、まだニュアンスが伝わっていない部分もあり、委員みんなで意見反映をしっかりとやりたい。
 - 原案(たたき台)の P1-1、浅香山の狭窄部という表現は違和感がある。狭くないし、曲がっているだけではないか。
 - 原案(たたき台)の P1-19 の河口についての歴史を踏まえた記述については、江戸時代からの記述の後にすぐ近代の記述になっているが、その間の和川を含めた大阪湾の文化のようなことを記述する必要がある。
 - 原案(たたき台)の P4-33 “河川に関する学習” の記述の部分は少しニュアンスが違っており、“河川に関する学習は重要なテーマ” というように書いてほしい。子どもだけではなく、大人も含めて、市民、学校、図書館、博物館、住民団体などとも一緒に働きながら、豊かな川についての学習を広げていくような呼びかけにならないといけない。
 - 原案(たたき台)の P4-34 の “市民・行政・学識経験者・企業との連携” のところでは、水質調査を実施するといったふうに小さいことを記述するのではなく、住民の主体的な活動を励まし、協力していくというもっと広い視野で呼びかけをしたい。
 - 原案(たたき台)の P1-5 下から 3 行目 “仁徳天皇陵” は宮内庁の表記のこともあるが、“伝仁徳天皇陵” としてほしい。
 - 原案(たたき台)の P1-6 “続日本書紀” は “続日本紀” と、“仁徳天皇時代の書物等には治水工事” は “日本書紀の仁徳天皇の項に治水工事” と改める必要がある。
 - 原案(たたき台)の P1-8 昭和 57 年洪水で 8 月 2 日、3 日だけでなく 1 日から浸水が始まっており、1 日に関する記述もしたほうがよい。
 - 原案(たたき台)の P1-15 の堺市の水道水の取水廃止についての記述の部分は 12 月 24 日に中止になったと記憶しているので確認していただきたい。
 - 原案(たたき台)の P2-14 “(3) 利水の現状と課題” において、大阪府とも協議して、滝畑ダムの水質問題について言及しておく必要がある。
 - 原案(たたき台)の P3-2 の飲料水への利用に関連しては、現状で初瀬川のダムの下に桜井市が利用する貯水場もあることなどから “大和川本川の河川水は” と改める必要がある。
 - 原案(たたき台)の P4-12 の 「河川構造物の耐震性能照査指針 (案)」 は一般の人には分からないので、簡単な説明を記述しておく必要がある。「河川構造物の耐震性能照査指針(案)

は 2007 年 3 月に策定したもので、関東大震災級のプレート地震や阪神大震災級の直下型地震の揺れ（レベル 2）に耐えられる強度を規定しており、国および地方自治体管理分にも適用される。」位は、記述で説明しておいて頂きたい。また、現在では（案）が取れているかどうか、確認して欲しい。

- 原案（たたき台）については、今回も細部において加筆・修正・削除などの指摘が出てきているが、治水、利水、環境の根幹には大きな修正意見はないように思うけれども、前回委員会から比べて構成変更などの変更が大幅に加えられているので、各委員で再度持ち帰って、気付いた点をなるべく早く庶務に提出して頂くようにしたい。
- 正常流量について、議論がきちんと出来ていないのではないかと。原案（たたき台）の P4-30 には、正常流量を確保するための具体的な内容が書かれていない。「何々に努める」、「何々について将来検討を行う」という表現は整備計画の前段階の表現である。
- 相手が河川という自然物なので、現段階ではこういう記述もやむを得ないと思う。
→ 大和川では渇水による大きな被害はこれまであまりないため、講じるべき施策のバランスを考え、当面はその流況を見守り、基本方針に記載されている望ましい流量を目指してできることに努めていくような対応が現実的ではないかと考えている。
- 基本方針で示されている正常流量の $5.5\text{m}^3/\text{s}$ の策定根拠となっているのが、体高が 10cm のニゴイを指標魚種としているが、このニゴイの体高が常識的な範囲か教えていただきたい。また、正常流量の決め方が、ニゴイの体高 10cm の 2 倍の 20cm の水深をとって、それと川幅が 32m で、これを H-Q カーブで計算すると $5.5\text{m}^3/\text{s}$ となり、丸めて $6\text{m}^3/\text{s}$ としているが、このような方法が技術的に妥当なのかどうか疑問である。
- 生物というのは水量に合わせて大きさが変化するものであり、いつも 10cm というわけではない。体高 10cm のニゴイが棲めるなら、他の魚も棲めるのでこれぐらいの量を確保していこうということである。
→ ニゴイの体高は、柏原の下流部で 8.7cm、上流では 4cm から 4.6cm ということを現地や文献により確認している。基本方針の中でも正常流量の目標流量は、きっちりと決められるものではなく、“概ね何 m^3/s ” と少し幅をもたせた書き方をしている。
- 基準渇水流量の $2.8\text{m}^3/\text{s}$ は、吉野川分水からの給水がフル給水になる以前の段階の流量であり、何故この流量を基準渇水流量とするのか。フル給水になった昭和 53 年以降は、渇水流量が増えて約 $5\text{m}^3/\text{s}$ であり、正常流量に近い値となる。
→ 渇水流量は、河川管理者が決めるものではなく、過去の統計データから決まってくるものである。また、落ち水が期待できるというような状況を少し期待しながら、水位を見守るのが妥当だと考えている。

（3）河川整備計画（原案）に対する関係住民の意見の聴き方（案）について

河川管理者より、関係住民の意見の聴き方について前回委員会の意見を踏まえ修正した点を中心に説明がなされた。主な意見および審議内容は以下のとおり。（○：委員発言，→：河川管理者発言）

- 関係住民への周知の方法はどのように、いつ頃配布予定か。
→ 記者発表やインターネット、ホームページ、それから自治会の回覧などを用いて、今回提示したチラシなどを配布したいと考えている。流域委員会の審議状況にもよるが、今年度の後半ぐらいに使えるようにしたい。
- リーフレットの「明日の大和川をまじめに考えています」というタイトルで「まじめに考

- えています」の部分に抵抗感がある。チラシの「安心・安全・・・」が黄色で書かれており、極めて不安定な印象を受けるので、少し考慮していただきたい。
- 印刷の仕上がりが良くなるように色は改善させていただきたい。
 - チラシは公聴会に人を集めるために配布、リーフレットは公聴会の当日に参加者に配布すると考えればいいのか。リーフレットの「明日の大和川をまじめに考えています」を「・・・考えました」という過去形にするほうがよい。
 - リーフレットは流域委員会の審議の過程を説明するもので、状況を見ながら配布していきたい。公聴会では整備計画原案のほかに、整備計画の中身をまとめた概要版で説明することを考えている。
 - チラシやリーフレットについて、途中段階で意見を言えるようにしていただきたい。チラシは公聴会という部分を目立たせて、「皆さんの思いをお聞かせいただきたい」というニュアンスが伝わる工夫が必要である。
 - 先ほどの原案(たたき台)と同様に、チラシやリーフレットについて庶務に意見を出していただきたい。

(4) その他

- 2004年に始まった流域委員会も当初は2年という約束であったが、延びている。公聴会の日時を明確に決め、それに向けて審議していったらどうか。
- 流域委員会が終わってから公聴会を開くというのではなく、公聴会と流域委員会はある時期並行状態になるということを考えており、公聴会にかけてよいだろうというところまでは早く収れんさせたいと思っているが、今回の原案(たたき台)から大幅に変更があるのか。
- ご意見がない限り基本的には治水、利水、環境といった根幹に関わる部分を変える予定はなく、体裁、構成は少し組みかえたり、色々な観点から整合とわかりやすさを詰めていこうと考えている。
- 資料2-2で本日説明されたこと、例えば、正常流量の議論を続けるのか、合意したということで今後は議論をしないのかはっきりさせておかなければならないと思う。このあたりが整備計画原案の基本的な部分にも関係してくるので、今後の予定にも絡んでくる。
- 治水対策に対して基本方針と整備計画原案の関係が違っていることと、正常流量の決め方について、流域委員会としてどう納得するのか議論する必要がある。
- みんなでつくっていくという参加意識的なものを醸成するのであれば原案(たたき台)という形で公聴会に出した方がよいと思う。また、流域委員会としては、ある程度合意に達した形で住民からの意見を聞くということが望ましいので、正常流量に関しては議論が必要だと思う。
- 原案(たたき台)のまま公聴会にかけるのはおかしいのではないか。出された案について意見を聞くのであって、その案の基本的な部分が変わるのであれば、その変わったところについて、また違う意見が出てくる可能性がある。基本的なところは固めておかないと、何のために意見を言っているのかという話になる。ここまで来たのであれば、固めて案で実施すべきである。
- 原案(たたき台)のまま公聴会にかけるかどうか次回までに考えていただければと思う。
- たまたま流量の問題で大きく意見が分かれているが、河川をめぐるいろいろな問題は、そんなに決まったものは何もないということをもみんなに理解してもらった上で、ある程度の目標をつくったら、「みんなでこのあたりで納得しましょう。」という提案をするぐらいし

か整備計画では出来ないと思う。事務局もこれは正しいということは少なくともないはずで、そういうつもりで整備計画をつくって提案して、いろんな意見を集めて、次のときには変更してもいいぐらいのつもりにならないと、いいものがないと思う。

- 少なくとも治水に関してはこれまでの流域委員会で随分と議論してきており、今さら基本方針に戻って議論をし直すということはいかななものかと思う。
 - 大和川は基本方針で $5,200 \text{ m}^3/\text{s}$ 、整備計画で $2,800 \text{ m}^3/\text{s}$ という共通の認識は出来ていると思う。また、正常流量の決め方を科学的にという意見であるが、完全に科学的に決められるものなのか。
 - 大和川はCプロジェクト計画を2006年に出して、その目標が日本の河川の目標になることに縛られてしまっている。大和川は大和川の計画を立てればよく、もう少しファジーに計画があってもいいのではないか。
 - 流域委員会のような有識者の委員会で政治的な決着みたいな形でやるのは、あまりにもファジーの幅が広いと思う。
 - 正常流量の $5.5 \text{ m}^3/\text{s}$ の根拠は、審議会で十分議論した結果だと思う。住民に投げた時に意見が出るようであれば、フィードバックして考え直すよりほかに方法はないのではないか。
 - 正常流量については完全に科学的に技術的に詰められるというものではないと思う。基本方針を整備計画で受け継いでも具体策はそんなに書けるものではなく、原案(たたき台)の書き方でやむを得ないと思う。
 - 原案(たたき台)のP3-6の整備計画 $2,800 \text{ m}^3/\text{s}$ について、「戦後最大の起きた規模の洪水を安全に流下させることを基本とする」ことを明快に書く必要がある。昭和57年8月洪水の実績が $2,500 \text{ m}^3/\text{s}$ で整備計画の $2,800 \text{ m}^3/\text{s}$ とでは下流に $300 \text{ m}^3/\text{s}$ 流量が増えることになる。これに対する対策をどうするか明確に書いていない。流域委員会では、他の資料で説明を受けているが、原案(たたき台)にも反映していただきたい。
- 前回は指摘いただき書き足したつもりでいたが、足りない部分もあるので修正したい。
- 正常流量に関する意見については事前に文書で出して頂き、庶務から全委員に配布して頂きたい。また、今回の整備計画原案(たたき台)について気づいた点を庶務に連絡頂きたい。そのうえで、今回は、修正を加えた原案(たたき台)の審議と正常流量についてももう少し議論を続けたいと思う。

小松委員より前回委員会で配布した「私たちの大和川」(補充版)の修正資料、6/6に実施された「大和川市民ネットワーク」活動資料、8/23に開催の「わたしたちの大和川」講座開催案内について資料が提供された。

2. その他

- ・ 一般傍聴からの意見は特になし。

以上